

佐賀県半導体関連講座受講料等補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、半導体関連講座の受講費用を補助することにより、県内の半導体人材の育成及び確保を図ることを目的として、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年（1978年）佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付の対象とする講座は、一般向けに開催される半導体人材の確保及び育成に資すると認められる講座等であって、別表に定めるもの（以下「補助対象講座」という。）とする。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、県内に在住し、補助対象講座の実施日の属する年度の最終日時時点で35歳未満の者であって、県内の半導体関連企業に従事する意思がある者または現に従事している者とする。

2 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- （1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年（1991年）法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （3） 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- （4） 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- （5） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- （6） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- （7） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（交付の対象経費及び補助率（補助金額））

第4条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率（補助金額）は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助率（補助金額）
補助対象講座の受講料及び教材費 ただし、消費税及び地方消費税は含めない	10分の10 （上限30,000円）

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書及び規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請の期限は、申請を行う対象となる講座の受講後（eラーニングの場合は視聴開始後）30日を経過した日又は毎年度の3月17日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 知事は、前条第1項の規定による交付申請及び実績報告があった場合において、当該内容を審査し、補助金を交付すべきものと認め、実績報告に係る補助対象事業の成果が、規則及び本要綱の規定に適合すると認めたときは、補助金の交付決定及び交付すべき補助金の額の確定を行う。

- 2 知事は、前項に規定する交付決定及び交付すべき補助金の額の確定を行ったときは、速やかに補助事業者へ通知するものとする。
- 3 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、14日とする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の次年度から5年間保管し、県の要求があったときはいつでも閲覧に供することができるようにすること。

(補助金の交付)

第8条 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第2号のとおりとする。

(是正のための措置)

第9条 知事は、報告を受けた補助対象事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、規則第14条第1項の規定に基づき、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 知事は、規則第16条第3項の規定に基づき、補助金の交付を受けたものが、補助事業に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- 2 補助対象者が第3条第2項の規定に該当することが判明したときは前項の規定を準用する。
- 3 知事は、前2項の規定により取消しをした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、規則第17条第2項の規定に基づき、当該補助事業者はその額の返還を命ずるものとする。
- 4 知事は、前項の返還を命ずる場合には、規則第18条第1項の規定に基づき、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 5 知事は、補助金等の返還を命じ、これを補助事業者が納期日までに納付しなかったときは、規則第18条第2項の規定に基づき、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。
- 6 前項の規定は、規則第13条に規定する補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還の期限)

第11条 規則第17条第2項の規定による補助金の返還の期限については、返還の命令に付した日とする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月12日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表

補助金の交付の対象とする講座

実施主体	対象講座
公益財団法人福岡県産業・科学 技術振興財団 福岡半導体リス キリングセンター	全ての講座・セミナー
一般社団法人日本半導体製造装 置協会	「教育セミナー」の全コース

様式第 1 号（第 5 条関係）【表面】

年 月 日

佐 賀 県 知 事 様

申請者

住 所 〒

(ふりがな)

氏 名

生年月日 年 月 日

佐賀県半導体関連講座受講料等補助金交付申請書及び実績報告書

標記補助金の交付を受けたいので、佐賀県補助金等交付規則第 3 条第 1 項及び佐賀県半導体関連講座受講料等補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、補助金の交付を下記のとおり申請するとともに、事業を完了しましたので、佐賀県補助金等交付規則第 12 条第 1 項及び佐賀県半導体関連講座受講料等補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により下記のとおり実績を報告します。

記

1 申請者の概要

受講年度最終日 時点の年齢	歳（令和 年 3 月 31 日時点）
現在の職業等	☐ 就業（半導体関連企業） ☐ 就業（左記以外） ☐ 学生 ☐ 無職
受講の目的	☐ 業務のスキルアップを図るため ☐ 希望する仕事に就くため ☐ 興味のある分野であるため ¹⁾ ☐ その他 ¹⁾ （ ）
関心のある分野	☐ 半導体設計 ☐ 半導体製造（前工程） ☐ 半導体製造（後工程） ☐ 半導体製造（テスト・品質管理） ☐ 半導体製造装置 ☐ 半導体素材 ☐ パワー半導体 ☐ 半導体センサー・素子 ☐ 電気・電子回路 ☐ 通信ネットワーク ☐ プログラミング、組込み、IoT ☐ 自動車、MBD、モータ制御 ☐ 画像処理、AI、データサイエンス ☐ その他（ ）

1) 「興味のある分野であるため」、「その他」については、「現在の職業等」で「無職」と回答した方は対象外となります。

様式第 1 号（第 5 条関係）【裏面】

2 講座の概要及び実績

講座実施機関名	
講座の名称	
講座の形態	☐ 対面 ☐ リモート ☐ e ラーニング
受講期間 ¹⁾	年 月 日 ～ 年 月 日
補助対象経費	講座受講料 円（税抜）
	教 材 費 円（税抜）
補助金申請額 ²⁾	円

1) e ラーニングの場合は視聴開始日と修了日を記入してください。

2) 補助対象経費の合計金額（30,000 円を超える場合は、30,000 円）を記入してください。

3 添付書類

- (1) 申請者本人の本人確認書類（運転免許証等の公的な書類で本人の氏名、住所、生年月日が確認できるもの）の写し
- (2) 講座の修了を証する書類（修了証等）の写し
- (3) 補助対象経費の支払いを証する書類（研修実施機関の名称、金額、宛名（受講者本人であること）、支払日（領収日）が確認できるもの）の原本又は写し

注) 申請に当たっては、下記の誓約を確認の上、☐にレを記入すること。

誓 約
私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。 ☐ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。 また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。 ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。） ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者 エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者 オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者 カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

本様式及びその他の提出書類に記載された個人情報、本補助金の交付及び検証事務の目的を達成するため並びに上記の誓約事項の確認のために使用し、確認情報は貴殿が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

佐 賀 県 知 事 様

請求者

住 所 〒

氏名

佐賀県半導体関連講座受講料等補助金交付請求書

〇〇〇年 月 日付けもの第 号で確定通知があった佐賀県半導体関連講座受講料等補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県半導体関連講座受講料等補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求額 金〇〇〇円

金融機関名

支店名

口座種別・口座番号

口座名義人（フリガナ）

口座名義人